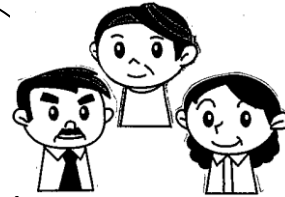


# 静岡市議会基本条例のイメージ案

市議会に関する基本的事項を定め、市議会の役割及び責務を果たすことにより、市民に開かれた市議会の実現を図るとともに、市民福祉の向上と市の発展に寄与することを目的として、静岡市議会基本条例を制定します。

※数字は、条例骨子案の項目番号です。

## 市民



※6~8

### 市民と市議会の関係

- ・開かれた市議会の実現に向けた環境整備
- ・議会活動に関する広報活動
- ・会議等及び資料の積極的な公開

### 市民と市長の関係

◎静岡市自治基本条例等で定められています。

## 二元代表制

市長と議員を住民が直接選挙で選び、互いに独立・対等の機関として、市の施策を決定・執行する制度です。

## 市議会



## 市長



### 市長と市議会の関係

※9~11

- ・議決機関の役割を果たし、緊張関係を保持
- ・市長等に対する資料要求
- ・市議会が議決すべき事柄

### 市議会及び市議会議員

※3~5

- ・市議会の活動
- ・市議会議員の活動
- ・会派（同じような考えや意見を持つ市議会議員のグループ）の活動

### 議会運営

※12~14

- ・開かれた議会運営
- ・常任委員会、議会運営委員会などの委員会の活動
- ・分かりやすい質疑方法

### 市議会体制

※15~17

- ・市議会の機能強化
- ・議会改革の推進
- ・議会事務局等の機能強化・充実